

現場代理人及び主任・監理技術者等の 適正な配置に関するガイドライン

令和5年 4月1日
武豊町

現場代理人、技術者等に関する留意事項

武豊町が発注する建設工事を請け負う際には、建設業法上、現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所の専任技術者等の技術者の配置が義務付けられています。

以下、関係法令等をもとに、武豊町が発注する建設工事を請け負う際の現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所の専任技術者等の技術者の適正な配置を運用するものとする。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、6か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係(正社員)であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、7. 特別な場合①②を除いて他の工事と重複して現場代理人になることはできません。

point

※ 現場代理人の配置義務については、建設業法上義務規定はないが、武豊町公共工事請負契約約款第 11 条(現場代理人及び主任技術者)において常駐義務を定めている。なお、建設業法第 19 条の 2 において、現場代理人を置いた場合は注文者へ通知することとされている。

※ 平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号国土交通省土地・建物産業局建設業課長「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」より、「一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができます」とされた。

兼任の条件としては、①兼任する工事の件数が少数であること(2~3件程度)、②兼任する工事の現場間の距離(稼働時間)が一定範囲内であること、③発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと、とされている。

2. 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事(請負金額 4,000 万円以上、建築一式工事においては8,000 万円以上)に設置する主任・監理技術者は、7. 特別な場合②③④を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(2) 主任・監理技術者の資格要件

① 6か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係(正社員)であること。

ただし、専任の場合は、公告日または入札日(随意契約による場合にあっては見積書の提出日)以前に6か月以上の雇用関係があることを要します。

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

③ ②以外に下記実務経験を有する者であること。

・高等学校の指定学科卒業後	5年以上
・高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上
・大学の指定学科卒業後	3年以上
・上記以外の学歴の場合	10年以上

point

- ※ 主任・監理技術者の配置義務及び資格要件については、建設業法第 26 条及び建設業法施行令第 27 条に規定されている。
- ※ 平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号国土交通省土地・建物産業局建設業課長「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い(改正)」より、建設業法施行令第 27 条第 2 項において、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているが、当面の間、以下の通り取り扱うとしている。なお、当該規定については、監理技術者には適用されない。
 - ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合、②①の場合において、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならぬこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならぬため、7. 特別な場合⑤を除き、営業所の専任技術者との兼務はできません。また、請負金額が 500 万円未満の現場責任者においても同様の取扱いとなります。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

本店又は営業所等の所在地が武豊町内で登録されている者については、営業所の専任技術者との兼務が可能です。

point

- ※ 平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」参照
- ※ 建設業法第7条第2号…その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

建設業法上、現場代理人を含む技術者との兼務を規定するものはないが、逐条解説によると、「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならないとしている。また、次に掲げる者は専任と認められないとしている。①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上勤務不可能なもの。②他の営業所における専任の技術者となっている者。③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所において専任を要することとされている者。④他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者。
- ※ 平成 25 年 4 月 1 日一部改正愛知県建設部監修「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き」【第7版】Q:3-8に対する見解によると、営業所の専任技術者は、現場へ常駐しなければならない現場代理人との兼務はできないとされている。

4. 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼任することが可能です。同一請負契約で兼任した者は、7. 特別な場合①②を除き、他工事の現場代理人又は主任技術者等を兼任することができます。

5. 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めていません。なお、一般競争入札については、入札参加資格申請の配置予定技術者届により届出た時点から変更を認めません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間とで変更を認める場合は除きます。

6. 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等及び現場代理人等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届け出と同時に提出します。なお、専任の場合は、公告日又は入札日(随意契約による場合にあっては見積書の提出日)以前6か月以上の雇用関係があることが必要です。

- ① 監理技術者資格者証(表・裏)の写し ※所属業者名が記載されていること
 - ② 健康保険被保険者証の写し
 - ③ 住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し
 - ④ 雇用保険者証の写し
 - ⑤ 源泉徴収簿の写し
- (2) 配置技術者の資格を証明するもの
- ① 監理技術者
 - ・監理技術者資格者(表・裏)の写し
 - ・監理技術者講習終了証の写し
 - ② 主任技術者
 - 次のいずれかの資料を提出してください。
 - ・資格証明書等の写し(国家資格を有する技術者)
 - ・経歴書(実務経験による技術者の場合)

7. 特別な場合

営業所の専任技術者、現場代理人及び主任・監理技術者が複数工事に兼務できる特別な場合とは次の事をいう(別添1参照)。

- ① 現場代理人、主任技術者が複数工事に兼務できる条件
 - ア 現場代理人が複数工事に兼務できる特別な条件
 - 兼務する工事が3件以内かつ兼務する者に対するすべての工事の契約金額の合計が4,000万円未満であること(全工事共通)。
 - イ 1つの工事で現場代理人と主任技術者を兼務する場合の特別な条件
 - 上記アと同様。
 - ウ 主任技術者が複数工事に兼務する場合の特別な条件
 - 兼務するすべての工事の契約金額が1件あたり4,000万円未満であること(建築一式工事においては8,000万円)。
- ※ 変更により契約金額が4,000万円(建築一式工事においては8,000万円)を超える可能性のある工事については兼務を行わないよう留意すること。なお、変更により契約金額が4,000万円を超えた場合には、その工事において専任が必要となるため、兼務工事がある場合には主任技術者を変更すること。
- ② 契約金額が4,000万円以上(建築一式工事では8,000万円以上)の工事であり、同一工区(同一敷地内)又は同時施工で行う工事において、担当部署の承認が得られる場合(密接な関係のある2以上の建設工事)。
 - 例:下水道工事と水道工事、道路改良工事と下水道及び水道工事など
- ※ 兼務した工事の下請金額の合計が4,500万円(建築工事一式の場合は7,000万円)以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更すること。(③についても同様)
- ③ 発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができる。

- ④ 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を複数の工事現場ごとに専任で置いた場合(監理技術者補佐とは、主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第1次検定に合格した1級技士補の資格を持つもの又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。)
※なおこの場合の監理技術者が兼任できる工事現場の数は2件までとする。また低入札調査基準価格以下で契約された工事は対象外とする。
- ⑤ 武豊町内に本店を置く事業所に限り、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務(①及び②の場合も含む)を許可する。

8. 一般競争入札による配置予定技術者の措置

一般競争入札による入札参加資格確認申請提出時の予定技術者の配置については、次のとおりとする。

- ① 複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として申請する際、2件目以降の配置予定技術者の特定ができない場合は、配置予定技術者に優先順位を設け、3名まで申請できるものとし、複数の工事を落札した場合は、その優先順位により配置要件を満たしていれば配置予定技術者として決定する。(開札は公告番号順)

9. 主任技術者の配置義務の特例

特定専門工事において、元請又は上位下請(以下「元請等」という。)が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置くことを要しない。

(特定専門工事とは、下請代金の合計額が4,000万円未満の型枠工事又は鉄筋工事とする)

ここでいう主任技術者は、

- ①当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること
- ②当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること
が要件

10. その他

他工事の現場代理人又は技術者等の兼務を行う場合には、兼務する工事のすべての担当課に書面により兼務の報告をするとともに、監督職員の確認を受けてください。

また、工事実施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と町が判断した場合には、町は兼務配置の解除を命じることができることとし、請負者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

なお、完了検査においては、武豊町工事検査要領第6条に基づき、現場代理人若しくは主任技術者の立会いが必要となります。

その他、各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

附則

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成28年8月18日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

別添1

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者の兼務について

※表示 ●兼務可 ▲兼務不可(特例有り)

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人		●	▲ 注7		●	▲ 注7
	主任・監理技術者	●		● 注3	●		▲ 注3
	営業所の専任技術者	▲ 注7	● 注3		▲ 注7	▲ 注3	
別途工事(注1)	現場代理人	▲ 注4	▲ 注4	▲ 注7	▲ 注5	▲ 注5	▲ 注7
	主任・監理技術者	▲ 注4	● 注4	● 注3	▲ 注5	▲ 注5	▲ 注3
工事(注2)	現場代理人	▲ 注5	▲ 注5	▲ 注7	▲ 注5	▲ 注5	▲ 注7
	主任・監理技術者	▲ 注5	▲ 注5	▲ 注3	▲ 注5	▲ 注5, 6	▲ 注3

注1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事。

注2 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事。

注3 営業所の専任技術者と主任・監理技術者が兼務できるのは、本店又は営業所等の所在地が武豊町内で登録されている場合。

注4 7. 特別な場合①「ア 現場代理人が複数工事に兼務できる特別な条件は、兼務する工事が3件以内かつ兼務する者に対するすべての工事の契約金額の合計が4,000万円未満であること(全工事共通)。イ 1つの工事で現場代理人と主任技術者を兼務する場合の特別な条件は、上記アと同様。ウ 主任技術者が複数工事に兼務する場合の特別な条件は、兼務するすべての工事の契約金額が1件あたり4,000万円未満であること(建築一式工事においては8,000万円)。」に該当する場合。

注5 7. 特別な場合②「契約金額が4,000万円以上(建築一式工事においては8,000万円以上)の工事であり、同一工区(同一敷地内)又は同時施工で行う工事において、担当部署の承認が得られる場合(密接な関係のある2以上の建設工事)」に該当する場合。

注6 7. 特別な場合④「監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合」に該当する場合。

注7 7. 特別な場合⑤「武豊町内に本店を置く事業所に限り、営業所の専任技術者と現場代理人(①及び②の場合も含む)との兼務を許可する」に該当する場合。